



Global Tax Update

ベトナム

税理士法人トーマツ

2015年8月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

新 Circular「損金算入項目の改訂等」Decree 12/2015/ND-CP、Circular 78/2014/TT-BTC 関連

ベトナム政府は、様々な税務法令の補足修正の実施詳細を規定する Decree No. 12/2015/ND-CP(以下「Decree 12」)を2015年2月12日付で発表しているが、それに続き財務省は、2015年6月22日、以下を規定する Circular No. 96/2015/TT-BTC(以下「Circular 96」)を公表した。

- Decree 12 に定める法人税規則のガイダンス
- Circular No. 78/2014/TT-BTC (以下「Circular 78」)に定める規定の補足修正

Circular 96 は2015年8月6日に発効し、2015年度以降に適用される。

Circular 96 に定めるこれらのガイダンスおよび補足修正の趣旨は、主に税務管理手続の効率化ならびに納税者の負担軽減である。主要な変更点は以下のとおりである。

(1) 課税所得

法人税額算定における役務提供からの収益計上の時期が、会計上の規定および基準と整合するように改正された。これにより、今後、役務提供からの収益は、役務受領者との合意に従い、完了基準または進行基準に基づいて計上される。これまでは Circular 78 に基づき、役務提供からの収益は

役務提供者が受領者から支払を受領した時点で計上されなければならなかった。

(2) 損金算入費用

Circular 96 は、法人の損金算入費用・損金不算入費用についても様々な改正を行っている。主な変更点は以下のとおりである。

- 原材料、燃料、エネルギーおよびその他ベトナム政府が指定している物品を除き、原材料の標準消費量を報告および管理する要件が廃止された
- 図書館、保育所、スポーツ施設およびその他福利厚生を目的とする同様の建造物ならびに当該建造物に設置された機器の減価償却費の損金算入が認められた
- 個人から資産を貸借した場合の賃料を損金算入する際に提出する、資産貸借契約書、賃料支払に係る証憑および所得税源泉徴収票(貸借契約書上の条件による)等の証明書類に関するガイダンスが補足された
- 従業員への現物による制服支給額の上限の廃止。ただし、現金支給額は従業員1人当たり年間500万ベトナムドンまでに据え置かれる。また、国内および海外出張の際に支払われる日当は財務省規定に基づき公務員基準額の2倍を上限としていたが、Circular 96

により上限額が撤廃され、企業は社内規定に基づき各社、日当額を設定できるようになる

- 資本金が全額払い込まれていない場合の借入金に係る損金不算入支払利子の額の計算に関するガイダンスが規定された。今後、当該利子の算定は、該当する課税年度の借入金総額と払い込まれていない資本金の割合に基づいて行われることとなる
- 生命保険料およびその他の社会保険料の1人当たり月額100万ベトナムドンの損金算入上限額が撤廃された。また、従業員のために任意で加入する損害保険、医療保険およびその他の保険に係る保険料が Circular レベルで正式に損金算入対象費用として認められた。損金算入の年間上限額は、従業員のためのその他福利厚生関連直接費用と合わせて、実際に支払われた平均給与額の一月分である
- 自然災害、伝染病、火災等に係る災害損失金の損金算入に必要な説明書類の管轄税務署への提出が不要となった。これらの説明書類は当該企業で保管し、税務当局の要請があれば直ちに提出することになる

(3) 法人税優遇措置

Circular 96 は、法人税優遇措置に関しても様々な補足、修正および明確化を行っている。主要ポイントは以下のとおりである。

- 優遇措置が適用される指定区域(以下「当初指定区域」)に所在する企業に当初指定区域以外の区域(以下「他の指定区域」)で所得が生じ、かつ当該他の指定区域にも優遇措置が適用される場合の優遇税制適用に関するガイダンスが補足された。これにより、他の指定区域で発生した所得には、当初指定区域に適用される優遇措置が一定期間適用されることに加え、当該他の区域に適用される優遇措置の適用も認められることになる

上記ガイダンスは、2014年8月27日付で財務省が発行した Official letter No. 12024/BTC-TCT に規定されていたが、今回初めて Circular の中で規定された。

- これまでに発表された法人税関連規定に定められている優遇措置適用に関する詳細ガイダンスが規定された。2009年から2013年までの期間を含む事業年度に行われた段階的投資、投資拡大および通常の機械設備投資等に適用される優遇措置について規定されている

(4) その他

新規投資家が行った出資により生じた剰余金の取扱いに関するガイダンスが発表された。具体的には以下のとおりである。

- 当該剰余金が当該法人に帰属する場合で、資本金に振り替えられる場合、当該振替額は当該法人の課税所得とはみなされない
- 剰余金が既存の投資家に分配される場合、当該剰余金は出資者の所得とみなされ、課税対象となる

ベトナムに所在する企業が海外投資から得た所得は、当該所得がベトナムに移転された時点で申告することとなる。これまでは、Circular 78 に基づき、当該所得が発生した時点で申告されなければならなかった。また、海外投資プロジェクトから得た損益をベトナム国内での活動から得た損益と相殺することはできなくなる。さらに、海外投資を行うベトナム企業が税務申告時に提出する関係資料の要件が緩和された。

種類の異なる損益の取扱いに関するガイダンスが明確化された。今後、不動産譲渡損失と他の事業活動から発生した所得との相殺等が可能になる。

外貨建買掛金の評価替えによる実現為替差損益と未実現為替差損益は、金融費用として計上されることとなる。これまでは営業費用として計上されなければならなかった。

創業者が資本譲渡を行う場合の譲渡価格が当該資本譲渡時点までの累積払込資本額となる。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

本件に関するお問い合わせ

Deloitte Vietnam

ハノイ事務所

シニアマネジャー 越後 和孝 kechigo@deloitte.com

ホーチミン事務所

ディレクター 高石 元 gtakaishi@deloitte.com

シニアマネジャー 樋口 純平 juhiguchi@deloitte.com

ニュースレター発行元

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会 社 概 要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,500名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約220,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。